

# 青森県報

第三千四百四十九号

平成二十一年  
十月十六日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

公共測量の終了.....	(監理課).....一
道路の区域の変更.....	(道路課).....一
都市計画事業計画の変更認可.....	(都市計画課).....二
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出.....	(出納課).....三
右 同.....	( 同 ).....三

### 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告.....	(県民生活文化課).....三
-------------------------------	-----------------

### 出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任.....	(西北地域民局).....三
----------------------	----------------

## 告 示

青森県告示第六百六十号

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
		屏風山内真	五所川原市金木町菅原三三七の二二から	前	一七・〇〇メートルから 六〇・〇〇メートルまで	二七・五〇メートル	

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
- 東北防衛局

- 二 測量の種類

公共測量（移転措置事業）

- 三 測量の期間

平成二十一年五月三十日から同年八月三十一日まで

- 四 測量の地域

三沢市四川目地区

五川目地区

岡三沢地区

大字三沢地区

青森県告示第六百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年十一月十五日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

3		2		1	
県道		国道		県道	
持子沢鶴田線		三三九号		部線	
北津軽郡板柳町大字夕顔関字長田一六五の二から 北津軽郡板柳町大字夕顔関字柳田九〇の一まで		五所川原市金木町菅原三六七の二から 五所川原市金木町菅原二二七の一まで		五所川原市金木町玉水二四三の一まで	
後	前	後	前	後	前
一七九・五〇メートルから	一七一・五〇メートルまで	二一七・五〇メートルから	二一〇・五〇メートルまで	四一七・五〇メートルから	二七五・五〇メートルまで
一六六・〇〇メートル	一六六・〇〇メートル	二九八・〇〇メートル	二九三・〇〇メートル	二九七・〇〇メートル	二九三・〇〇メートル

青森県告示第六百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、鶴田都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十一年十月七日認可したので、同条第一項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称  
鶴田町

二 都市計画事業の種類

鶴田都市計画下水道事業（鶴田町公共下水道）

三 事業施行期間

平成四年十二月九日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分  
変更なし。
- 2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十七年青森県告示第八百五十二号）の事業地に鶴田町大字中野字北元、種元、北原並びに大字胡桃館字北田、種元地内を加える。

青森県告示第六百六十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十一年九月三十日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

青森市大字高田字日野二三四の八

奥崎 久子

青森県告示第六百六十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十一年九月三十日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

弘前市大字青山一丁目一六の一

今 武美

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十一年十月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人シャールーム

三 代表者の氏名

戸籍 亜輝男

四 主たる事務所の所在地

上北郡七戸町字館野二九の六

五 定款に記載された目的

この法人は、七戸町及び周辺市町村を対象に、障がい者に対して社会生活の自立支援に関する事業を行うと同時に、地域の人々との交流を深めることにより地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、赤石川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年十月十六日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	松山 重一 石岡 繁春	西津軽郡鰹ヶ沢町大字姥袋町字大磯二七の五 大字赤石町字宇名原	平成 三・八・三 就任
"	"	"	"
"	"	"	"

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
佐藤 一義	橋本 暁	兼平 昭光	神 尊	石田 慶一	石岡 繁春	清野 俊一	松山 重一	兼平 文明	佐藤 正幸	寺沢 重成	橋本 暁	大田 豊	清野 道雄	兼平 昭光	神 尊
一〇 二	二〇 一	根山一〇 八の二	〇四 一	〇九	九五 一	一七 五	七 五	一四 五の二	四〇 一	一六 三	二二 三の二	一七 二	〃	根山一〇 八の二	〇四 一
大字南金沢町字床夏	大字日照田町字野脇	大字南金沢町字上高	大字小森町字野田一	大字種里町字有原一	大字赤石町字宇名原	大字種里町字堤ノ沢	大字姥袋町字大磯二	大字南金沢町字平塚	大字種里町字有原二	大字赤石町字宇名原	大字日照田町字野脇	大字種里町字有原一	大字館前町字山口二	大字南金沢町字上高	大字小森町字野田一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三・八 二元退任	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭